

大洲市告示第114号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき公告し、下記のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更（案）について、意見書を提出することができる。

令和8年8月21日

大洲市長 二宮 隆久



1 地域計画の変更（案）を作成した地区

(1) 平野地区

2 縦覧期間

自 令和8年8月21日

至 令和8年9月4日

3 縦覧場所

大洲市役所 農林水産部 農業振興課（大洲市大洲690番地の1）

4 意見書の提出について

計画案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出することができる者は、当該地域計画の利害関係人とする。

(2) 提出期限

令和8年9月4日

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により書面で提出すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出先

大洲市役所 農林水産部 農業振興課（大洲市大洲690番地の1）

(5) 留意事項

- ・ 地域計画の変更（案）に対する意見以外は提出できない。
- ・ 提出された意見書に対する個別の回答は行わない。